

第3期 岸和田市子ども・子育て支援事業計画について

(1) 市町村子ども計画との関係

●子ども基本法（令和5年4月1日施行）の概要

（抜粋）

【第10条】 都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国の子ども大綱を勘案し、また、市町村は国の子ども大綱と都道府県子ども計画を勘案し、それぞれ、子ども計画を定めるよう努めるものとする（子ども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能



以上を踏まえて

①（仮名）岸和田市少子化社会対策計画（新規）

②（仮名）岸和田市子ども・若者計画（新規）

③（仮名）岸和田市子どもの貧困計画（新規）

④ 第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画（既存）

岸和田市子ども計画
（仮名）

●現状：4計画を包含した岸和田市子ども計画（仮名）作成は困難

【理由】

- ①国の子ども大綱、大阪府の子ども計画の詳細について市町村に提示される時期が不透明である。（秋頃予定→年内予定に変更）
- ②少子化社会対策計画、子ども・若者計画、子どもの貧困計画作成にあたっては、子ども等の意見の反映（アンケート調査等）が必要であるが、上記①のため、現時点では対象となる年齢、質問内容等の詳細について不明である。
- ③現在、令和7年4月に始まる第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画の作成のための業者選定を早急に進める必要がある。
したがって現時点で、少子化社会対策計画・子ども・若者計画、子どもの貧困計画を含めた形で岸和田市子ども計画（仮）を作成することが困難である。



以上を踏まえて

●第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画のみ作成を進める

(2) 第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画作成スケジュール

(予定)

●令和5年度

①8月～9月 計画作成業者の選定



②10月初旬～下旬 アンケート（ニーズ調査）内容確定



③11月～12月 アンケート調査票の配付および回収



④令和6年1月～3月 報告書作成

●令和6年度

①4月～5月 「量の見込み」の分析・算出



②6月～8月 計画書（案）の作成、印刷



③9月～10月 パブリックコメント（案）作成



④令和7年1月～2月 パブリックコメント答申（案）作成



⑤令和7年3月 計画書作成、印刷



⑥令和7年3月末 計画書完成

※「子ども・子育て会議」で審議を仰ぎながら作成